

## 会議の概要(議事録)

会議の名称	(番号) 1-15	第1回 墨田区国民保護協議会		
開催日時	平成18年2月7日(火) 15時03分から16時05分まで			
開催場所	区役所13階 131会議室			
出席者数	44人 【会長】山崎 昇(墨田区長) 【委員】村上 理(警視庁第七方面本部長代理) 永井 力(本所警察署長) 伊藤 一男(向島警察署長) 渡邊 知秀(水道局墨田営業所長) 清水 直(下水道局東部第一管理事務所長代理) 高野 眞雄(交通局新橋駅務管理所長代理) 田中 進(墨田区助役) 久保 孝之(墨田区教育長) 花水 新(東京消防庁第七消防方面本部長) 在原 茂(本所消防署長) 櫻井 高清(向島消防署長) 小嶋眞一郎(墨田区収入役) 岸本 佳巳(墨田区企画経営室長代理) 深野 紀幸(墨田区総務部長) 今牧 茂(墨田区区民部長) 宍戸 亮(墨田区地域振興部長) 藤田 彰(墨田区危機管理担当部長) 小川 幸男(墨田区商工担当部長) 永廣 修(墨田区環境担当部長) 坂田 静子(墨田区福祉保健部長) 松竹 耕治(墨田区高齢者福祉担当部長) 澤 節子(墨田区保健衛生担当部長) 渡会 順久(墨田区都市計画部長) 河上 俊郎(墨田区都市整備担当部長) 小川 直人(本所郵便局長代理) 松野 恵一(向島郵便局長) 松村 廣(首都高速道路株東東京管理局担当部長代理) 朝倉 輝也(株NTT東日本-東京東取締役企画総務部長代理) 山田 敏夫(東京電力株江東支社長代理) 村関不三夫(東京ガス株東部支店長) 佐久間 優(東日本旅客鉄道株両国駅長代理) 時田三千夫(東武鉄道株曳舟駅長) 花形 康一(京成電鉄株総務部総務課長) 市川 寿夫(東京地下鉄株住吉駅務区長) 高田 弘(社)東京都トラック協会墨田支部長 國松 久輝(本所歯科医師会会長) 熊谷 京一(社)東京都向島歯科医師会会長 光野 順一(墨田区薬剤師会会長代理) 林 一隆(本所消防団長) 岩本 弘(向島消防団長) 沖山 仁(墨田区議会議長) 日向 功(緑二丁目町会長) 鎌倉 徳之(東向島町会長)			
	その他	【事務局】 浜田 将彰(安全支援課長)		
会議の公開 (傍聴)	公開(傍聴できる) 部分公開(部分傍聴できる) 非公開(傍聴できない)	傍聴者数	0人	

議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 墨田区国民保護協議会設置趣旨</li> <li>2 墨田区国民保護協議会運営規程（案）</li> <li>3 墨田区国民保護協議会幹事の任命</li> <li>4 墨田区国民保護計画作成の基本的考え方及びスケジュール（案）</li> </ol>
配 付 資 料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1-1 国民保護法制の動向</li> <li>1-2 武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み</li> <li>1-3 墨田区国民保護協議会の設置趣旨</li> <li>1-4 国民の保護に関する「基本指針」及び「計画」</li> <li>1-5 墨田区国民保護協議会条例概要</li> <li>1-6 墨田区国民保護協議会条例</li> <li>1-7 墨田区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例概要</li> <li>1-8 墨田区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例</li> <li>2 墨田区国民保護協議会運営規程（案）</li> <li>3 防災関係機関連絡責任者名簿</li> <li>4-1 墨田区国民保護計画作成の基本的考え方（案）</li> <li>4-2 市町村国民保護モデル計画（概要） 市町村国民保護モデル計画</li> <li>4-3 墨田区国民保護計画作成のスケジュール（案）</li> <li>4-4 墨田区国民保護対策本部組織及び本部長 墨田区国民保護（緊急対処事態）対策本部体制及び各部・隊の所掌事務</li> </ol>
会 議 概 要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会 危機管理担当部長から、本協議会が原則公開の扱いになることについて説明し、了承された。</li> <li>2 委員委嘱及び紹介 危機管理担当部長から、委員の委嘱について説明し、委嘱状の机上配布をもって略式により伝達された。 また、委員の紹介については、委員名簿の机上配布をもって紹介に代えた。</li> <li>3 会長挨拶 会長である区長から、開会に当たっての挨拶があった。</li> <li>4 会議の成立及び議長による議事の進行 危機管理担当部長から、協議会の定足数について説明し、出席者数が過半数を超えたことにより会議が成立することを報告した。 また、協議会の議長は、条例により会長が務めることを説明した。</li> <li>5 議事 (1) 墨田区国民保護協議会設置趣旨 事務局：安全支援課長から資料に基づき説明し、質疑を行った後、説明どおり了承された。 <b>【主な質疑・意見】</b> ① 武力攻撃が起きた場合に、墨田区は具体的に何をするのか。</li> </ol>

	<p>回答： 墨田区が独自に武力攻撃に対処するような事態はなかなか考えられないが、ゲリラやサリン等局地的なものはあろうかと思う。この法律は事態が生じたときに各自治体が住民の保護措置をするということになっているので、各自治体で保護措置計画を作ることになる。</p> <p>有事のときの住民の避難、救助ということがあるが、第一線の区役所が役割を担うことになる。また、墨田区だけが攻撃対象になるようなことは想定しにくく、国、都の計画、仕組みの中で動いていくことになる。</p> <p>② 保護措置について、災害医療連絡協議会とも連動して、有機的に考えた方がいいのではないか。</p> <p>(2) 墨田区国民保護協議会運営規程（案） 事務局：安全支援課長から資料に基づき説明し、異議なく、案のとおり決定した。</p> <p>(3) 墨田区国民保護協議会幹事の任命 事務局：安全支援課長から資料に基づき説明し、異議なく、説明どおり了承された。</p> <p>(4) 墨田区国民保護計画作成の基本的考え方及びスケジュール（案） 事務局：安全支援課長から資料に基づき説明し、質疑を行った後、案のとおり了承された。</p> <p><b>【主な質疑・意見】</b></p> <p>① 有事の際に保護されるべき基本的人権の範囲とは何か。 回答： 国民保護法で言う基本的人権とは、強制はせず自発的な対応を求めるということで、たとえば、避難指示に従わない人を強制的に避難させることはしない。罰則についても、必要最小限のものが国民保護法で定められている。また、高齢者、障害者等要援護者の救援にも万全の体制を考えている。</p> <p>② 瞬間的に起こる有事に際して、複雑な体制が機能するかどうかという問題がある。自治体として最小限度に必要な措置も併せて考えていただきたい。 回答： 緊急事態を予測して何かすることは難しい。事態発生時には、国、東京都から対応の指示があり、それから区市町村が動くことになる。第一線の自治体として一番重要なことは、避難誘導、その後の安否確認があり、国や都ではできない。そういう具体的な措置を、保護計画の中で定め、区として対策をとっていきたい。</p> <p>③ 避難後の空っぽになった家を、どうやって守るかというような問題もある。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">会議の概要は、以上である。</p>
所 管 課	地域振興部危機管理担当安全支援課